あだち広報
足立区女性会議答申 特集号
企画・発行／足立区女性総合センター　〒123 足立区梅田7－33－1　☎(3880)5222　編集／企画部広報課
RECYCLE PAPER －森林資源を大切に－

男女共生社会をめざして

足立区女性会議答申 特集

足立区では、新たな社会状況の変化に対応した「第2次足立区女性行動計画」を策定するにあたり、足立区女性会議を設置し、基本的な考え方と施策の方向について諮問してきました。女性会議は、区長に対し「第2次足立区女性行動計画の策定にあたっての提言」を答申しました。この答申は、学識経験者や女性団体代表者、公募者により構成された委員が、1年4カ月にわたって検討を続け提出したものです。この内容は、社会参加、教育、労働、家庭、福祉、健康の6つの分野にわたっており、今回の特集号では基本的な考え方と各分野の提言を原文のまま皆さんにお知らせします。

基本的な考え方

21世紀は10年後に迫り、社会の高度情報化、高齢化、国際化は、加速的に進展している。社会の急激な変化は、いやおうなしに私たちの意識改革、価値観の変換を迫っている。1975年（昭和50年）の国際婦人年以来、女性をとりまく状況も大きく変化し、女性の活動分野の広がりは目覚ましいものがある。しかし、それにもかかわらず、性による差別は私たちの意識の奥深く温存され、真の男女平等は実現されていない。21世紀に向けて、女性も男性もともに「仕事と家庭」の両立を図れる「男女共生社会」の実現をめざすために、解決すべき課題は多い。

1、足立区女性会議は、新たな段階を迎えた女性問題の解決に当たって、この答申の基礎を日本国憲法の精神においている。日本国憲法の精神とは、基本的人権の尊重と、男女平等、平和主義の理念である。この基本理念は「世界人権宣言」、「国際人権規約」にも共通し、「国連婦人の10年」が掲げた「平等・開発・平和」の目標にも合致するものである。さらに、女性にとっての国際的人権保障の憲法ともいうべき「女子差別撤廃条約」の精神を基本に据えたものである。

「女子差別撤廃条約」を基本に

「女子差別撤廃条約」（正式には「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」）は1975年（昭和50年）メキシコで開催された国際婦人年会議で提起、1979年（昭和54年）国連総会で採択され1980年（昭和55年）コペンハーゲンでの「国連婦人の10年」中間年世界会議で日本も署名したものである。

この条約は「女性に対する差別は権利の平等と人間の尊厳、尊重の原則に違反するものであり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものである。」と宣言している。この時、女性に対する差別は自然に解決するものではなく特別な努力を払う必要があるとして、各国の法整備、具体的運用まで含めて検討課題とし、ナイロビで開かれた「国連婦人の10年」最終年世界会議は「2000年に向けての婦人の地位向上のための将来戦略」を採択し、「世界行動計画」の趣旨を西暦2000年まで延長して、課題解決を図ることが合意された。

足立区においても、1982年（昭和57年）、足立区婦人問題会議が「足立区婦人行動計画策定にあたっての基本的な考え方と施策の方向について」答申を提出した。それを受けて、足立区は、行動計画を策定し、女性施策に反映させ婦人総合センターの設立などをはじめ、目覚ましい成果をあげた。このような成果をふまえてさらに真の男女平等を根づかせるために、行政が積極的に施策を実行し、新たな条件整備と制度改革を行う必要がある。

2、これまで性差別の問題は「婦人問題」といわれてきた。しかし「婦人」に対する男性名詞の対語はない。対語を持たず、意味のあいまいとなった「婦人」ではなく、「女性」という言葉が適切であり、したがって、「婦人問題」は「女性問題」と表現されるのがふさわしい。しかし、さらに深く考えるならば、「女性問題」は女性だけの問題ではなく、「男性問題」でもある。

区では女性施策実行に成果

「女性問題」は「女性と男性の問題」であり、「社会問題」でもあることを確認しておきたい。それは社会のあらゆる分野に女性の視点が生かされることの必要性をも含むものである。

多くの男性は女性問題は対岸の火と考え、自分には無縁のものとしてきた。一般的に男性は差別の痛みを感じない立場にいたともいえる。しかし今多くの女性たちは「女だから」と生き方を規制されることに疑問を感じている。しかも、性差別の根源が生物学的な男女差にあるのではなく、性による固定的な役割分業にあること、その固定観念の打破こそ、性差別撤廃の鍵があることが明らかとなっている。特に男性の意識改革の必要性を訴えるのもそのためである。

しかし、ここで女性たちは、これまでの「男は仕事」、「女は家庭」という性別役割の単純な変換を求めているのでない。男性も女性も共に社会の各分野の責任を担う、いわば相互乗り入れの提案であり、そういう社会が「男女共生社会」と表現されるものなのである。

（第2面へつづく）

区民の皆さんへ

足立区女性会議委員

私たち女性会議委員は今、一つの決意に燃えています。足立区女性会議は区長の諮問を受けて以来、1年4カ月にわたって、様々な角度から女性問題をとらえ検討してきました。委員一人ひとりが、女性である自分自身の生き方に問いながら、どのようにしたら男女が共にいきいきと生活できる社会になるのか、そのために私たちは何をすべきか、真剣に考え話し合ってきました。

また、広聴会等を通じて多くの方々からご意見を伺うとともに、地域の現状を把握するために、各地におもむき調査もしてきました。その結果をふまえて本答申は立場や意見の異なる委員が力を合わせて得た共通の結論です。今ここに本答申を提出するにあたり私たちは区民の皆様に呼びかけたいと思います。より良い21世紀をめざして本答申の実現を図り、さらに前進するために、区民自ら行動しようではありませんか。

1789年、フランス人権宣言は「人間は自由なものとして生まれ、権利において平等である」と謳いました。しかし、その後も相変わらず男女は性別によって役割を分け、男女間にさまざまな不平等を生んできました。社会の中には女性はこう生きるべき、男性はこうあるべきという女性像・男性像が描かれて定着しています。私たちは無意識にそれを受け入れ、あたかも自分が選んだ生き方のように思い込んできました。

男女の性別役割分業による固定的な生き方は、人間の自由を阻害し、女性は経済的・社会的自立を奪われ、男性は企業人間になり、家庭や地域の生活的自立を奪われています。それは同時に差別を温存させることになり、社会に歪みをもたらしてもいます。女性会議はこのような社会の仕組みを改革し、男女が共同して平等に生きることのできる男女共生社会の創造に視点を据えて本答申を作成しました。

私たちのめざすものは、女性の地位を現在の男性に近づけようとするのではありません。私たちがめざすのは、女性も男性も、共に生き難さを気づきはじめている社会そのものを変えていくことなのです。すべての人の人権を尊び、人間的な潤いや、やさしさを享受できる社会へと変えていこうとしているのです。政治はそれを保障するものでなければなりません。しかし、まずなによりも必要なのは、社会の主権者である私たちが意識を変え、行動を起こすことではないでしょうか。私たちは家庭・地域社会・職場・学校などの場において男女の固定的な生き方を解消し、社会に存在する矛盾を正していくために、自らの自発性に基づく活動をしていくことが大切でしょう。

21世紀は国際化・高齢化・情報化がますますに急速に進むことでしょう。複雑になる一方での社会では女性問題は単に女性のみの問題ではなく、男性を含んだ人間全ての問題にほかなりません。地球に生きる全ての人間の開放に向かう人類的課題でもあるのです。

足立区は本答申を受け、「第2次足立区女性行動計画（仮称）」の策定に入ることでしょう。女性会議は行動計画の推移を見守り、実効性のあるものとして進展させるために「21世紀の男女共生社会をめざす会（仮称）」を結成したいと考えています。西暦2000年に向けて、行動していく区民団体として、会員は学習し、切磋琢磨して、行政の行動計画を確認するだけではなく、将来的には、民間女性行動計画も夢ではないという意気込みを持ちながら活動していきましょう。

この趣意を区民の皆さんにご理解いただき、区民女性はむろん、ことに男性や足立区に働く女性の、年齢を問わない幅広い参加を期待するものです。

提言

社会参加

1、地域社会における男女の平等参加の促進

(1)もっとも身近な地域組織である町会・自治会への男女の平等参加を促進するために、女性役員の増員策図るような機運を醸成する。

(2)各所にある区民センター、ブロックセンターを拠点として、男女共生社会に向けて男女が共に家事、育児、介護、ボランティア、消費者問題など生活に密着した学習や実践活動をする機会を設ける。

(3)区内における情報提供や相談機能の充実。

2、PTAの活性化と活動の充実

(1)男女が共に活動するPTAになるように、とくに男性の参加を促進するために、現行実施されている父親学級の充実を図る。

(2)男性が主、女性が従という意識の根強さを改め、女性の役員の増員をはかるために、PTAの機械的メンバー相互の賛成が重要である。

(3)PTA活動の推進に向け、求められる情報の提供、研修の機会を図る。

(4)PTAで行う家庭教育学級では男女平等の視点を踏まえた学習を推進する。

(5)PTAでは「プロック研修会」や「部会研修会」を通じて、女性問題の視点を踏まえた学習を推進する。

(6)PTA内の原点や目的、活動の場を積極的に広げる。

女性の参加拡大

(1)区民の半数以外を占める女性である。男女の平等参加を促進するために、審議会・委員会に参加する女性の割合の最低目標を推進する。

(2)区内の平数以外を占める女性である。男女の平等参加を促進するために、審議会・委員会に参加する女性の割合の最低目標を推進する。

(3)区内の平数以外を占める女性である。男女の平等参加を促進するために、審議会・委員会に参加する女性の割合の最低目標を推進する。

(4)区内の平数以外を占める女性である。男女の平等参加を促進するために、審議会・委員会に参加する女性の割合の最低目標を推進する。

(5)区内の平数以外を占める女性である。男女の平等参加を促進するために、審議会・委員会に参加する女性の割合の最低目標を推進する。

(6)区内の平数以外を占める女性である。男女の平等参加を促進するために、審議会・委員会に参加する女性の割合の最低目標を推進する。

(7)区内の平数以外を占める女性である。男女の平等参加を促進するために、審議会・委員会に参加する女性の割合の最低目標を推進する。

(8)区内の平数以外を占める女性である。男女の平等参加を促進するために、審議会・委員会に参加する女性の割合の最低目標を推進する。

(9)区内の平数以外を占める女性である。男女の平等参加を促進するために、審議会・委員会に参加する女性の割合の最低目標を推進する。

(10)区内の平数以外を占める女性である。男女の平等参加を促進するために、審議会・委員会に参加する女性の割合の最低目標を推進する。

(11)区内の平数以外を占める女性である。男女の平等参加を促進するために、審議会・委員会に参加する女性の割合の最低目標を推進する。

(12)区内の平数以外を占める女性である。男女の平等参加を促進するために、審議会・委員会に参加する女性の割合の最低目標を推進する。

(13)区内の平数以外を占める女性である。男女の平等参加を促進するために、審議会・委員会に参加する女性の割合の最低目標を推進する。

(14)区内の平数以外を占める女性である。男女の平等参加を促進するために、審議会・委員会に参加する女性の割合の最低目標を推進する。

(15)区内の平数以外を占める女性である。男女の平等参加を促進するために、審議会・委員会に参加する女性の割合の最低目標を推進する。

(16)区内の平数以外を占める女性である。男女の平等参加を促進するために、審議会・委員会に参加する女性の割合の最低目標を推進する。

(17)区内の平数以外を占める女性である。男女の平等参加を促進するために、審議会・委員会に参加する女性の割合の最低目標を推進する。

(18)区内の平数以外を占める女性である。男女の平等参加を促進するために、審議会・委員会に参加する女性の割合の最低目標を推進する。

(19)区内の平数以外を占める女性である。男女の平等参加を促進するために、審議会・委員会に参加する女性の割合の最低目標を推進する。

(20)区内の平数以外を占める女性である。男女の平等参加を促進するために、審議会・委員会に参加する女性の割合の最低目標を推進する。

(21)区内の平数以外を占める女性である。男女の平等参加を促進するために、審議会・委員会に参加する女性の割合の最低目標を推進する。

(22)区内の平数以外を占める女性である。男女の平等参加を促進するために、審議会・委員会に参加する女性の割合の最低目標を推進する。

(23)区内の平数以外を占める女性である。男女の平等参加を促進するために、審議会・委員会に参加する女性の割合の最低目標を推進する。

(24)区内の平数以外を占める女性である。男女の平等参加を促進するために、審議会・委員会に参加する女性の割合の最低目標を推進する。

(25)区内の平数以外を占める女性である。男女の平等参加を促進するために、審議会・委員会に参加する女性の割合の最低目標を推進する。

(26)区内の平数以外を占める女性である。男女の平等参加を促進するために、審議会・委員会に参加する女性の割合の最低目標を推進する。

(27)区内の平数以外を占める女性である。男女の平等参加を促進するために、審議会・委員会に参加する女性の割合の最低目標を推進する。

(28)区内の平数以外を占める女性である。男女の平等参加を促進するために、審議会・委員会に参加する女性の割合の最低目標を推進する。

(29)区内の平数以外を占める女性である。男女の平等参加を促進するために、審議会・委員会に参加する女性の割合の最低目標を推進する。

(30)区内の平数以外を占める女性である。男女の平等参加を促進するために、審議会・委員会に参加する女性の割合の最低目標を推進する。

(31)区内の平数以外を占める女性である。男女の平等参加を促進するために、審議会・委員会に参加する女性の割合の最低目標を推進する。

(32)区内の平数以外を占める女性である。男女の平等参加を促進するために、審議会・委員会に参加する女性の割合の最低目標を推進する。

(33)区内の平数以外を占める女性である。男女の平等参加を促進するために、審議会・委員会に参加する女性の割合の最低目標を推進する。

(34)区内の平数以外を占める女性である。男女の平等参加を促進するために、審議会・委員会に参加する女性の割合の最低目標を推進する。

(35)区内の平数以外を占める女性である。男女の平等参加を促進するために、審議会・委員会に参加する女性の割合の最低目標を推進する。

(36)区内の平数以外を占める女性である。男女の平等参加を促進するために、審議会・委員会に参加する女性の割合の最低目標を推進する。

(37)区内の平数以外を占める女性である。男女の平等参加を促進するために、審議会・委員会に参加する女性の割合の最低目標を推進する。

(38)区内の平数以外を占める女性である。男女の平等参加を促進するために、審議会・委員会に参加する女性の割合の最低目標を推進する。

(39)区内の平数以外を占める女性である。男女の平等参加を促進するために、審議会・委員会に参加する女性の割合の最低目標を推進する。

(40)区内の平数以外を占める女性である。男女の平等参加を促進するために、審議会・委員会に参加する女性の割合の最低目標を推進する。

(41)区内の平数以外を占める女性である。男女の平等参加を促進するために、審議会・委員会に参加する女性の割合の最低目標を推進する。

提言（3めんかくつづく）

③学童保育室は、希望する児童全員が入所できるようにする。また、指導員の専門性を高めるなど質的改善を図る。
④無認可保育所への助成の拡大と環境の改善。

家庭

1、21世紀をめざす男女共生社会へ
(1)女性と男性が協力して築きあげる社会と家庭をめざす。これまでは女性か男性か、どちらかの偏重した負担の中で営まれてきた経済活動・社会参加・家庭運営のそれぞれの場所へ、両性の参加を促進させるために意識を啓発。
(2)固定的性別役割分業の枠をはずし、女性は経済的自立能もある家庭問題解決のための総合的施設を設置する。
②夫婦・親子間など家庭に問題が生じた時、自らがそれを調整し対処していくことができるよう、相談体制を充実するとともに、女性の緊急一次保護施設の充実を図る。
③家庭の連帯と相互扶助意識を育てるための交流の場であり、家庭人としての情報交換・学習・活動の場を提供。
(2)単親家庭に対する福祉施策の充実
①児童養護手当・児童福祉手当での充足。
②公営住宅の割り当ての増加。
③自立促進のための援助。
ア　雇用開発助成・職業訓練手当での促進。
イ　就労相談の充実。
④福祉施策の情報を広報紙・啓発資料で普及徹底させる。
3、子どもを健やかに育てるために
(1)親や養育者としての責任なすために、戸籍上の嫡出子・非嫡出子の区別をなくすよう法制度の改正を求める。
2、家庭問題
(1)家庭福祉センター（仮称）の開設
①家庭生活・結婚・離婚・性をめぐる問題等について、適切な情報の提供や相談を行う他、出産・育児・介護等の知識や実技指導のための講座を開講し、その後の相談機能もある家庭問題解決のための総合的施設を設置する。
②夫婦・親子間など家庭に問題が生じた時、自らがそれを調整し対処していくことができるよう、相談体制を充実。
①0歳児保育のための施設と人員の拡充。
②学校教育に「生活学」の導入をはかる。
①生活技術の修得や男女平等意識と人間性に根ざした家庭づくりの理念を学ぶ家庭科教育に「生活学」の視点を導入する。
②「生活学」の視点の具体化と体系化をはかる。
4、生活の質的向上をはかるために
(1)ゆとりある生活をめざし、男女等の理念を育てるための支援。
(8)住環境の充実をはかる。
①公共住宅の質的・量的向上をはかる。
②土地税制を含め、土地・住宅政策を見直し、各家庭における空間的な「ゆとり」の確保をめざす。
③住宅問題・土地問題を考える講座や研修会の開催。
5、女性の自己実現をめざすために
(1)婦人総合センターを拠点とし、区内各地域をネットワーク化した女性問題に関する講座の開催と女性問題に関する活動への助成の充実。
(2)女性の意識上と女性問題の認識を浸透させるための地域リーダーの養成と活用。
(3)女性の自立と幸福追及を保障する「婦人福祉資金」の貸し付け枠の拡大。
②社会人となった女性の高校生・大学進学時の女性奨学資金制度の啓発。
③女性相談窓口の開設。
④高齢女性自身自立のための能力開発と活用。
(4)行政施策に女性の声をより多く反映させるための機会・場の提供。
(5)自営業の女性たちの自主活動を促進する。
①労働と生活が両立できるゆとりある生活実現のために、意識向上を図る。
(6)生活改善のための自主的活動の指導と助成。
6、新しい家庭文化の創造のために
(1)家庭の意義・役割・家族の関係・その他家庭について学習する機会と場の提供。
(2)「明日の夫や妻」のための講座を開設し、結婚を控えた女性や男性に家庭のあり方について考え、学習する機会を提供する。
(3)新しい家庭のあり方とともに、日本古来からの文化を見直し、現代の家庭の中で受け継いでいく文化的遺産について考える機会を提供する。
7、性の尊重
(1)家庭における妻と夫の平等な性のあり方が、家庭を形成する大きな要因の一つであり、それが家庭における性教育や青少年の健全な性意識の育成につながることの意識の普及に努める。そのため、性を考える講座・性教育のあり方の講座を開設する。
(2)啓発資料の発行。
(3)学校における性教育が単なる知識教育ではなく、男女平等の理念に基づいた性意識を養う教育として実施されるよう指導する。

福祉

1、足立区福祉総合計画
(1)援助協力員は、広く男女問わず区民から募集する。
(2)援助協力員に、社会福祉の学習の場を提供する。
(3)福祉相談窓口機能の一本化。
2、保育
(1)0歳児・早朝・夜間保育の拡充。
(2)男女平等の視点にたった保育推進のための保育従事者研修の開催。
(3)学童保育内容の充実とともに、学童保育従事者の資質の向上を図る。
(4)保父の積極的採用。
3、高齢者・障害者（児）のために
(1)区内の企画・運営の場の設置。
(2)学習会・講習会を実施。
(3)地域ぐるみスポーツ・健康づくり体制の確立。
①スポーツを通じた社会参加を促進。
②スポーツと疾病の相関関係についての学習と知識の普及を行う。
(3)生涯学習の一環としての体力づくりと健康づくりの奨励。
(4)地域におけるスポーツリーダーの養成
①指導員・リーダー対象の研修会開催し、意識向上図る。
(5)バランスのとれた日常生活の構築
①栄養・運動・休養のバランスと日常生活についての知識の普及を図る。
②各種資料を発行する。
(2)環境汚染について
①現状把握と防止対策普及のための学習会を開催。
②一般の道路にも不心に困まれた休憩所を設置する。
(7)健康増進センターの建設
①相談など健康増進の機能充実を図る。
②女性の健康相談にも対応できる体制を確保する。
(8)高齢者・障害者に低家賃で貸し出す制度の拡充と賃貸住宅の確保を促進。
③雇用相談窓口の拡充。
④年金制度・特に国民年金制度の充実と年金制度の中での男女格差の是正を図る。
⑤離婚女性に対する特別措置規定を設ける。
(6)その他
①生活実習所への無期限通所の実現。
②養護学校卒業後の福祉的就労の場の充実。
③ハンディキャップ（ワゴン車）の貸し出しと運転手付き送迎院・会合出席などの援助の実現。
④ガイドヘルパーの私的利用の実現。
⑤障害児の学童保育実現。
⑥心身障害者施設関係職員の勤務条件等の向上。
4、生きがい対策
(1)高齢者事業団をより活用し、生きがいとしての仕事を通じて高齢者の特技・趣味を活かす。
(2)高齢者の生涯学習を進めるための条件整備を図る。
(3)高齢者の社会参加を保障し援助する。
5、女性の生活安定と自立のための福祉施策
(1)単身家庭
①経済的自立を助け、就労援助の充実を図る。
②子どもの保育・教育の保障のため優遇策を図る。
③児童相談所・緊急一次保護預かり施設の拡充を図る。
④離婚・未婚母子への差別・偏見を是正する意識の啓発と税金面での優遇策を図る。
(2)女性の就労の場の確保における遊歩道の増設をする。
①両性が協力すると同時に、子育て後の再就職についても拡充するよう指導する。
(3)中高年独身女性
①中高年独身女性への低利公的融資の拡大。
②中高年独身女性の公営住宅への入居枠の拡大。
③高齢独身女性の老人ホームへの優先入所。
6、ボランティア
(1)健康な高齢者や男性も、積極的にボランティア活動に参加するように意識の啓発を図る。
(2)若年時代からボランティア活動に参加するような気運と機会づくりを推進。
(3)住区センターを拠点としたボランティアグループ育成に、そのネットワーク化を図る。将来、地域ごとにローテーションを組むなど、地域の施設である住区センターを活用した、地域に密着したきめ細かい活動の実現にむけて援助する。
(4)ボランティア精神の普及と広報活動の充実を図る。
(5)ボランティア教室の常時開催と常時の受講受付付け。

健康

1、母性保護
(1)正しい性教育の普及と内容の充実
①学校での性教育の内容を充実させる。
②家庭での性教育を援助する。
(2)妊娠・出産・育児・避妊・中絶の正しい知識の普及
①保健所以外の地域でも（住区センター等）開催し男女が学べるようにする。
②若い女性のために中絶の恐ろしさや喫煙・飲酒の母体への害を認識させる資料の配布や学級を開設する。
③働く人々などにより多くの区民に学習の機会を提供するため夜間の学習会を開催。
④これらのテーマに基づく保と養成も行う。
(5)巡回検診の充実
①現行の検査項目に加え、食生活栄養相談等を充実。
(6)病気予防からリハビリまでの一貫したシステム化。
(7)保健所の運営に区民の声を反映させるために、区民参会の開催。
2、保健政策
(1)保健相談窓口の拡大
①住区センター等住民に密着した施設での相談を実施。
②定期的な学習会の開催と啓発活動を実施する。
(2)誕生日検診の普及と無料化
①対象をすべての区民に拡大する。
②無料化する。
③区民健康診断の充実
④夜間検診の回数増と実施時間を再考する。
(4)保険所の増設と各部署の機能の拡充
①保健所を増設する。
②保健所関係専門職員の確保と養成を行う。
(5)巡回検診の充実
①現行の検査項目に加え、食生活栄養相談等を充実。
(6)病気予防からリハビリまでの一貫したシステム化。
(7)保健所の運営に区民の声を反映させるために、区民参会の開催。
5、健康増進
(1)心身の健康教育の実施
①相談窓口の開設と充実。
②学習会・講習会を実施。
(2)地域ぐるみスポーツ・健康づくり体制の確立
①スポーツを通じた社会参加を促進。
②スポーツと疾病の相関関係についての学習と知識の普及を行う。
(3)生涯学習の一環としての体力づくりと健康づくりの奨励。
(4)地域におけるスポーツリーダーの養成
①指導員・リーダー対象の研修会開催し、意識向上図る。
(5)バランスのとれた日常生活の構築
①栄養・運動・休養のバランスと日常生活についての知識の普及を図る。
②各種資料を発行する。
(2)環境汚染について
①現状把握と防止対策普及のための学習会を開催。
②一般の道路にも不心に困まれた休憩所を設置する。
(7)健康増進センターの建設
①相談など健康増進の機能充実を図る。
②女性の健康相談にも対応できる体制を確保する。
(8)高齢者・障害者に低家賃で貸し出す制度の拡充と賃貸住宅の確保を促進。
③雇用相談窓口の拡充。
④年金制度・特に国民年金制度の充実と年金制度の中での男女格差の是正を図る。
⑤離婚女性に対する特別措置規定を設ける。
(6)その他
①生活実習所への無期限通所の実現。
②養護学校卒業後の福祉的就労の場の充実。
③ハンディキャップ（ワゴン車）の貸し出しと運転手付き送迎院・会合出席などの援助の実現。
④ガイドヘルパーの私的利用の実現。
⑤障害児の学童保育実現。
⑥心身障害者施設関係職員

T．225,000